

た とどうふけんじょうれい
他の都道府県条例における
じょうほうほしょう いしそつうしえん
情報保障・意思疎通支援について

(1) じょうほうほしょう いしそつうしえん かん きてい おお わ い か
情報保障・意思疎通支援に関する規定としては、大きく分けて以下の
3つのパターンがある。

① けんせい かん じょうほう かのう かぎ しょうがい ひと はいりよ かたち てい
県政に関する情報を、可能な限り、障害のある人に配慮した形で提
きょう ぎだい
供する。【議題1】

② じょうほう しゅとく りよう いしそつう じょうほうほしょう いしそつう しえん もの
情報を取得・利用し意思疎通ができるよう、意思疎通を支援する者を
ようせい どう ひつよう せさく しえん おこな ぎだい
養成する等の必要な施策（支援）を行う。【議題2】

③ さべつかいしょうじょうれい ふとう さべつてきとりあつか きんし きてい なか
差別解消条例の不当な差別的取扱いを禁止する規定の中で、その
いちれい せいとう りゆう しょうがい りゆう じょうほう ていきょうまた
一例として、正当な理由なく、障害を理由として、情報の提供又は
じゅりよう きよひ せいげん きんし
受領を拒否・制限することを禁止する。

(2) た とどうふけんじょうれい じょうほうほしょう いしそつうしえん かん じょうき
他の都道府県条例において、情報保障・意思疎通支援に関する上記①
から③のきてい もう けんちゅう けん
規定のいずれかを設けているのは、32県中15県である。

(3) た とどうふけんじょうれい じょうきょう
他の都道府県条例の状況

	①	②	③		①	②	③
みやぎけん あん 宮城県 (案)	○	○	みてい (未定)	みえけん 三重県	○	○	—
ほつかいどう 北海道	—	—	—	きょうとふ 京都府	—	—	○
いわてけん 岩手県	—	—	—	おおさかふ 大阪府	—	—	—
やまがたけん 山形県	—	○	○	ならけん 奈良県	—	—	—
ふくしまけん 福島県	—	○	—	とっとりけん 鳥取県	○	○	—
いばらきけん 茨城県	—	—	—	とくしまけん 徳島県	○	○	—
とちぎけん 栃木県	—	—	—	かがわけん 香川県	—	—	—
ぐんまけん 群馬県	○	○	—	えひめけん 愛媛県	—	○	—

さいたまけん 埼玉県	—	○	—	ふくおかけん 福岡県	—	—	—
ちばけん 千葉県	—	—	○	さがけん 佐賀県	—	—	—
とうきょうと 東京都	○	○	—	ながさきけん 長崎県	—	—	○
とやまけん 富山県	—	—	—	くまもとけん 熊本県	—	—	○
ふくいけん 福井県	○	○	○	おおいたけん 大分県	—	—	—
やまなしけん 山梨県	—	○	○	みやぎけん 宮城県	—	—	—
ぎふけん 岐阜県	○	—	—	かごしまけん 鹿児島県	—	—	○
しずおかけん 静岡県	—	—	—	おきなわけん 沖縄県	—	—	○
あいちけん 愛知県	—	—	—	ごうけい 合計	7	11	9

※ ○は当該規定あり，—は規定なし。